

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊鹿追駐屯地
第374会計隊鹿追派遣隊長 石黒 啓祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3LXX1ZZ02360		3MKK1AH0016 0001					
品名 または 件名							
監視カメラ設置役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
鹿追駐業				鹿追駐屯地業務隊補給科			
搬入場所				納 期 または 工 期			
網野2曹 内322				令和6年3月29日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第374会計隊鹿追派遣隊に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和6年3月1日(金)10時30分 鹿追駐屯地幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- カ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

- ア 陸上自衛隊鹿追駐屯地 第374会計隊鹿追派遣隊
- イ 北部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)

(3) 適用する契約条項

- ア 契約条項
駐屯地用標準契約書「役務請負契約条項」
- イ 特約条項
(7) 駐屯地用標準契約書「談合等の不正行為に関する特約条項」
(4) 駐屯地用標準契約書「暴力団排除に関する特約条項」

(4) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金
免除(ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約に応じな

いものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)

イ 契約保証金

免除(ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。)

(5) 入札の無効

ア 第7項第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者(委任された者も含む。)の氏名及び押印された印影が判断し難い入札

エ 入札開始時間に遅れた者による入札

オ 電話・電報・FAXによる入札

カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

キ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札書(入札及び契約心得参照)

ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合

(6) 契約書作成の要否

落札者は落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするため、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(9) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。

イ 代理人をもって参加する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。

エ 入札書は、持参又は郵便等で提出する。

オ 郵便入札の場合は、件名を記載した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書(写)とともに下記のように記載した封筒に入れ、書留郵便(簡易書留、メール便可)にて令和6年2月29日(木)11時00分までに陸上自衛隊鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

「監視カメラ設置役務 入札書 在中」

カ 本入札は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、郵便入札を推奨するが、入札日開札場所に来ることを妨げるものではない。

キ 入札書下部余白に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。

(10) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊(担当:田所)

TEL:0156-66-2211(内線:347)

FAX:0156-66-2212

(11) 公告掲示場所及び掲示期間

ア 掲示場所

鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊、帯広駐屯地第374会計隊、鹿追町商工会、帯広商工会議所ホームページ、北部方面会計隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)

イ 掲載期間

令和6年2月16日(金)~令和6年3月1日(金)

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについては子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

1 J

調達要求番号：3MKK1AH0016

陸上自衛隊仕様書		
監視カメラ設置役務	仕様書番号	第19号
	作成	令和6年 2月 1日
	変更	令和 年 月 日
	部隊名	鹿追駐屯地業務隊

1 修理件名

監視カメラ設置役務

2 修理場所

河東郡鹿追町笹川北12線10番地
陸上自衛隊鹿追駐屯地 警衛所

3 期間

令和6年3月29日までに完了する。

4 概要

- (1) 車両のナンバープレートの数字が昼夜間判別できるカメラ
- (2) カメラの性能は8倍率以上の物で首振り機能付き、映り方は別紙1を参照
- (3) カメラの取付け方法は屋根の下に吊下げる、又は壁に取付ける
- (4) カメラの位置は平面図、細部位置は現地調整、別紙2を参照
- (5) カメラの映像を確認するモニター
- (6) カメラの映像を約60日録画できるもの
- (7) 配線は別紙3・4・5を参考にされたい

5 一般事項

- (1) 本仕様書に明記なき事項又は、疑いを生じた場合はすべて検査官と協議しその指示による。
- (2) 請負業者は安全管理処置を適切に実施し、安全についての責任を負う。
- (3) 設置完了後に生じた故障、機能不良の修復については、その原因が請負業者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は、検査終了後1年限り請負業者が修復する保証義務を負う。
- (4) 本役務実施中に発生した事故等については、請負業者の責任とし自衛隊側に損害を与えた場合は補償する。

6 特記事項

- (1) 機器については取り付け設置、配線を含む
- (2) 設置後、映像の点検を検査官の点検を受ける

仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊鹿追駐屯地業務隊補給科

TEL：0156-66-2211（内）322 網野

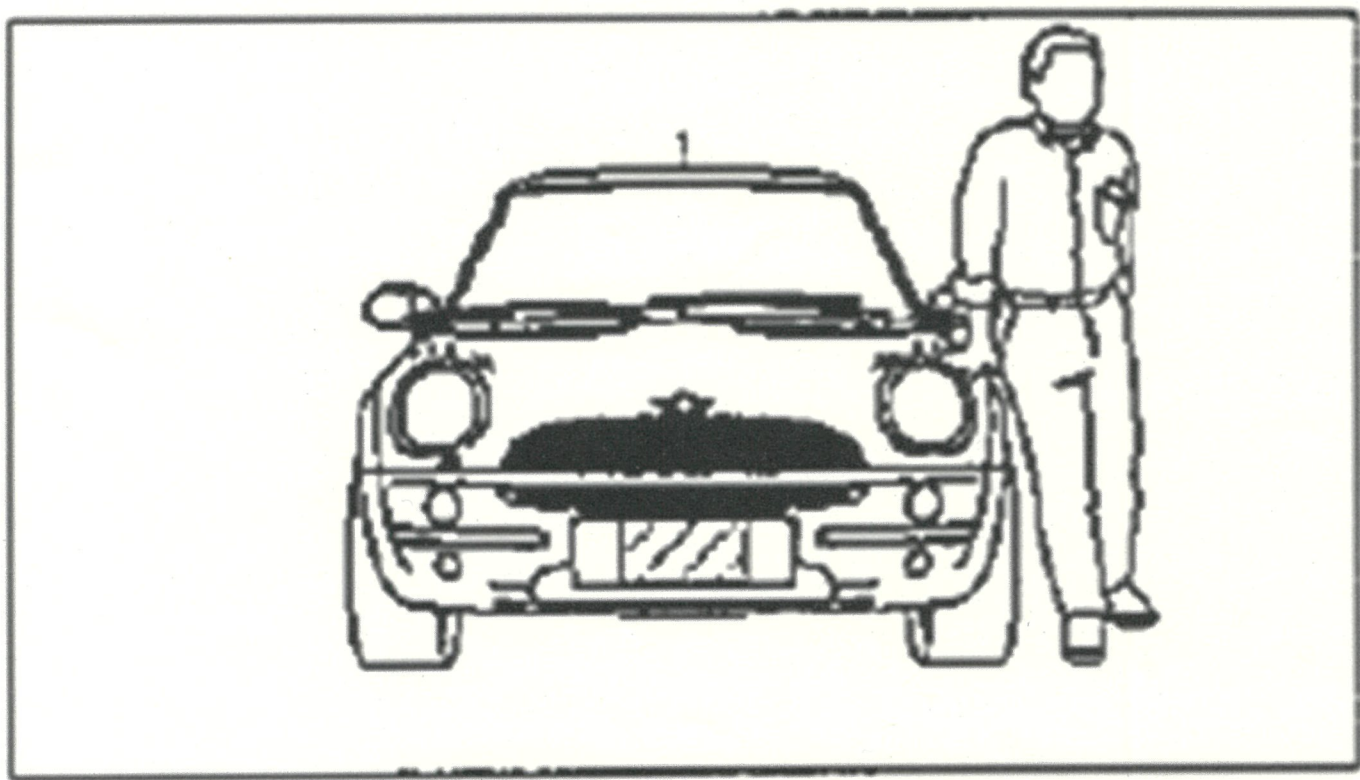
契約に関する問い合わせ

陸上自衛隊鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊

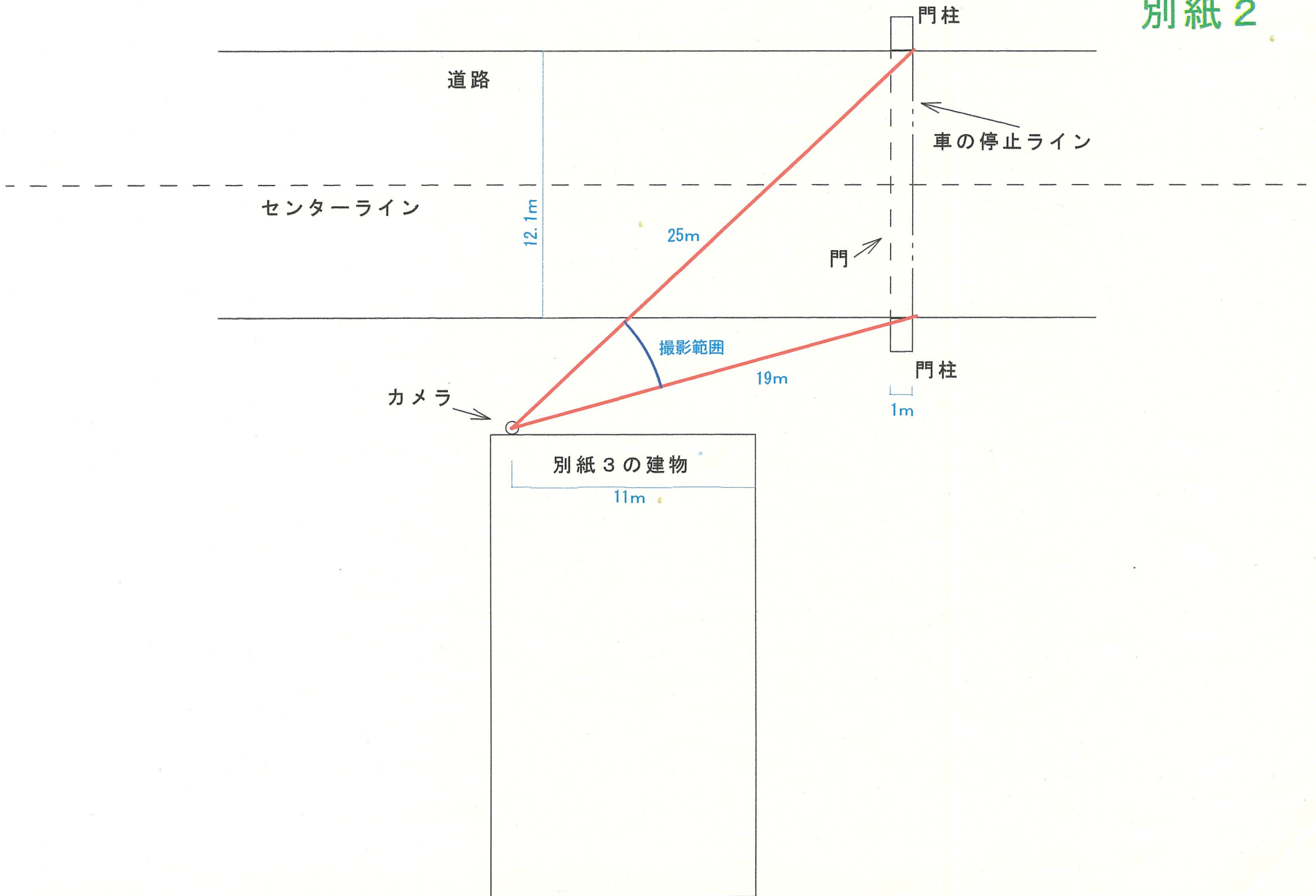
TEL：0156-66-2211（内）347 田所

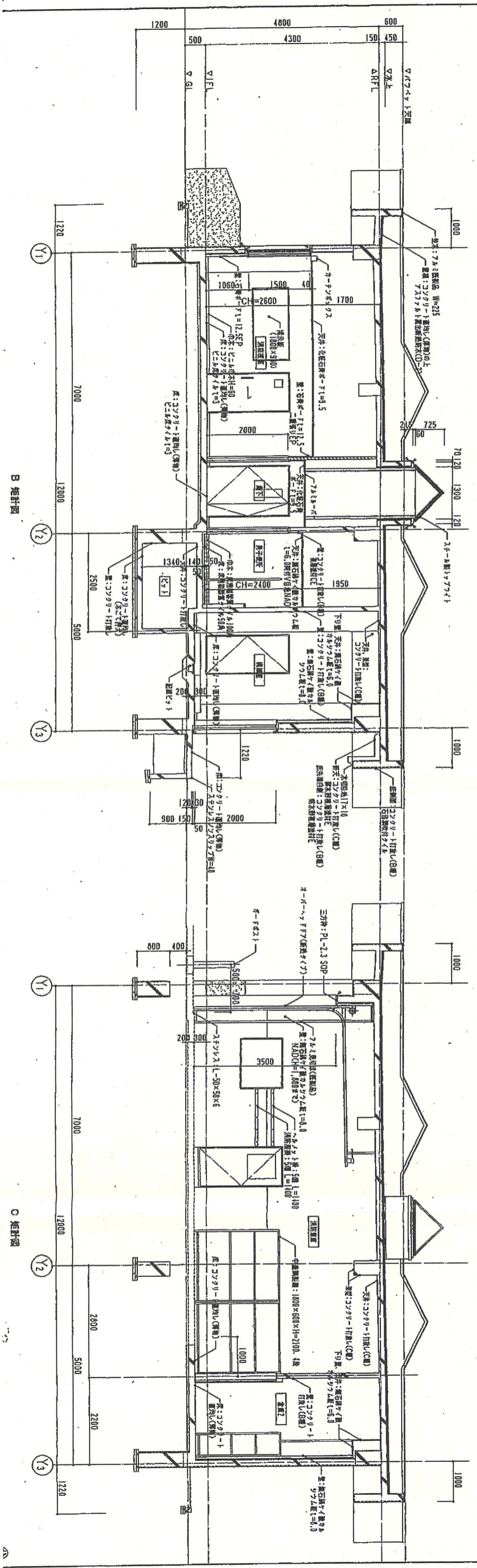
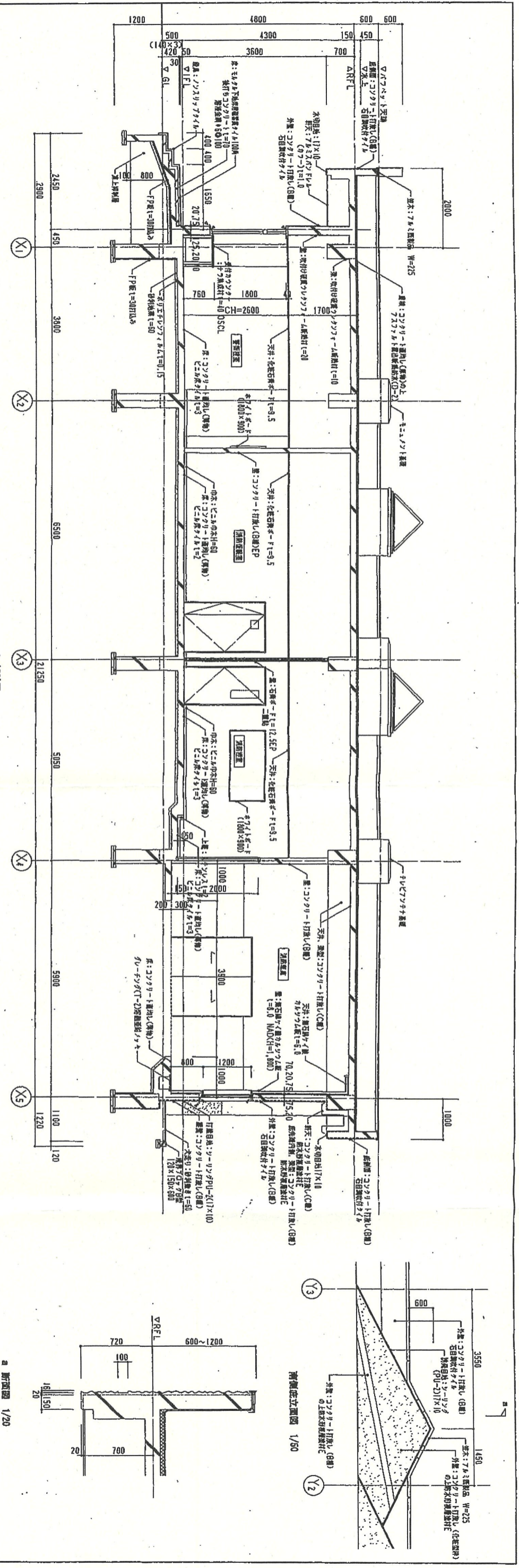
モニターの映り方

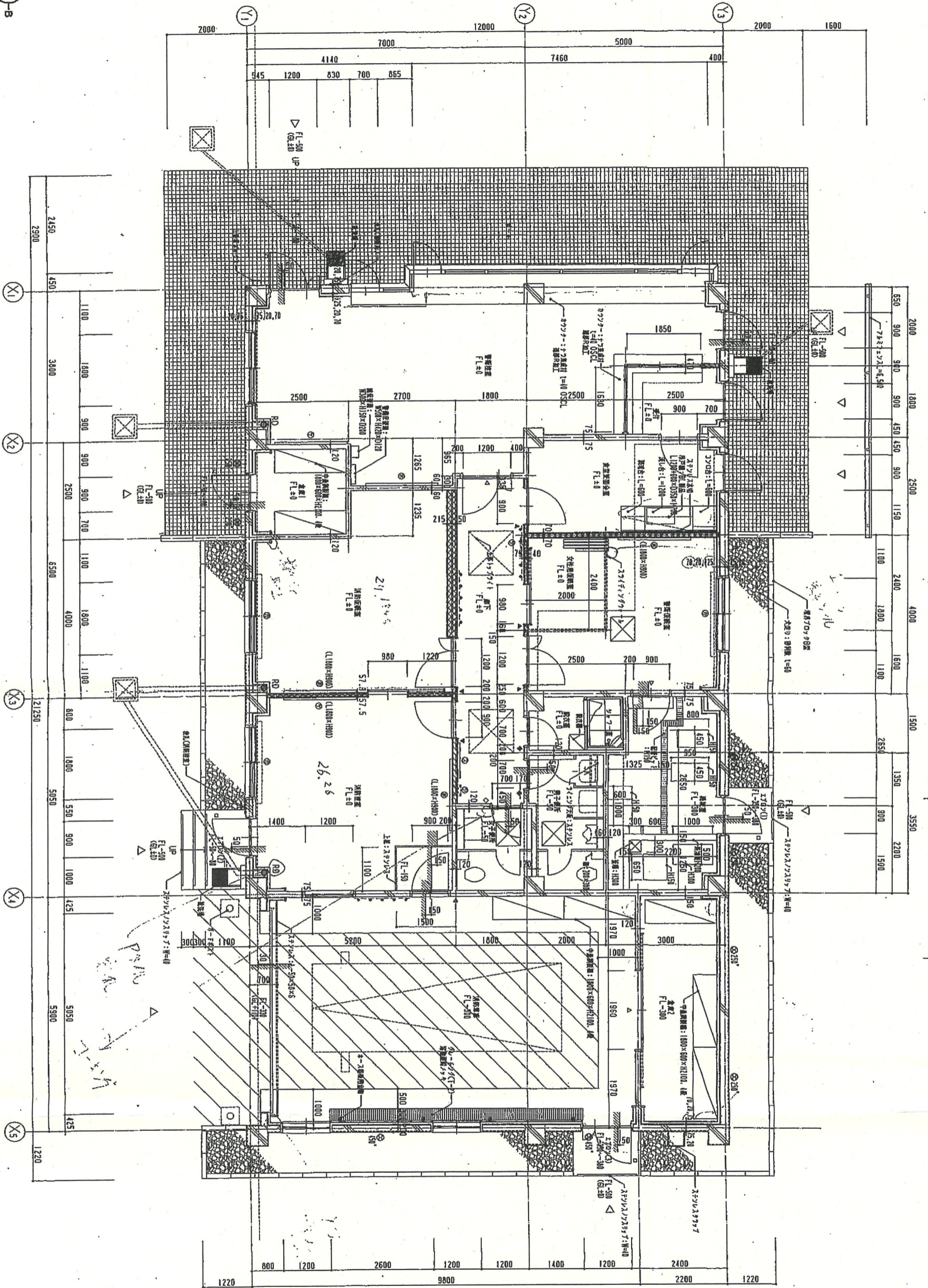
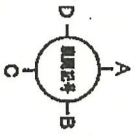
※枠が画面



別紙 2







Handwritten note: 21.134.5

Handwritten note: 26.2.5

Handwritten note: 27.2.5

